

別表第 1

禁止行為	要件																			
喫煙	1 演技上必要なものであること。 2 専用の消火器が設けられていること。 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 4 水を張った吸殻入れ容器（安定性があり、不燃性のものに限る。）が設けられていること。 5 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。																			
裸火の使用（瞬間的な火炎以外による裸火）	1 演技上必要なものであること。 2 専用の消火器が設けられていること。 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 4 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。 5 避難及び通行に支障がない場所であること。 6 可燃物から、次に掲げる距離が確保されていること。 (1) 火気設備等の種類に応じ、条例別表第3に規定する離隔距離 (2) 前号以外のものにあつては、火炎の長さ及び幅に応じて概ね次表に規定する距離以上 単位：センチメートル <table><tr><th rowspan="2">火炎の幅</th><th colspan="2">火炎の長さ</th></tr><tr><th>20以下</th><th>20を超え40以下</th></tr><tr><td>40</td><td rowspan="4">100</td><td>100</td></tr><tr><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td>60</td><td>200</td></tr><tr><td>70</td><td>250</td></tr><tr><td>80</td><td rowspan="2">150</td><td>300</td></tr><tr><td>100</td><td>350</td></tr></table>	火炎の幅	火炎の長さ		20以下	20を超え40以下	40	100	100	50	150	60	200	70	250	80	150	300	100	350
火炎の幅	火炎の長さ																			
	20以下	20を超え40以下																		
40	100	100																		
50		150																		
60		200																		
70		250																		
80	150	300																		
100		350																		
7	禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有																			

するものであること。

8 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。

9 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。

10 炎が著しく拡大又は飛散しないこと。

11 火気設備等は、次によること。

(1) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものであり、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。

(2) 気体を燃料使用する火気設備等は、次によること。

ア 燃料容器組み込み型の器具で、かつ、性能が仕様書等で確認できるものであること。

イ 火炎を発するものについては、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火炎の長さ
800未満	20
800以上 1,000未満	30
1,000以上	40

ウ 炎が不安定でないこと。

エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。

(3) 液体燃料又は固体燃料を使用する火気設備等は、前号（アを除く。）によるほか、次によること。

ア 液体燃料にあつては、引火点40度以上のものとし、燃料の消費量は最小限度の範囲とすること。

イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。

ウ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

12 煙火を消費する場合は、次によること。

(1) 実験等により特性を確認できるものであること。

(2) 煙火は、固定して消費し、消費中に移動しないこと。

(3) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

(4) 火花の飛散する範囲は、煙火を設置した場所から周囲２メートル以内であり、かつ、煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火花の高さ
８００未満	２００
８００以上 １、０００未満	２５０
１、０００以上	３００

(5) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から周囲２メートルの床面を準不燃材料等で覆うこと。

(6) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から上方４メートル、周囲２メートル以内に可燃物がないこと。

(7) 火花の飛散する範囲に演技者等がないこと。

(8) 火花の飛散する範囲から６メートル以内に観客がないこと。

(9) 煙火の使用に当たっては、周囲に設置されている消火設備の使用準備を行った上で実施すること。

(10) 煙火を消費した後、排煙のための措置を講ずること。

(11) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。

裸火の使用（瞬間的な火炎による裸火）

１ 演技上必要なものであること。

２ 専用の消火器が設けられていること。

３ 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。

４ 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。

５ 避難及び通行に支障がない場所であること。

６ 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。

- 7 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。
- 8 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 9 火気設備等は、次によること。
 - (1) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。
 - ア 燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能が仕様書等で確認できるものであること。
 - イ 点火方法は、遠隔操作により行うなど、安全性が確保されたものであること。
 - ウ 燃料を放射する方向は上方向であること。
 - エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。
 - オ 火炎の頂部から上方４メートル、最大となる火炎の幅から側方０．２５メートルの範囲（以下「危険範囲」という。）及び当該範囲から上方１メートル、側方１メートルの範囲内に可燃物がないこと。
 - カ 危険範囲から周囲１メートルの範囲に演技者等がいらないこと。
 - キ 危険範囲から周囲６メートル以内に観客がいらないこと。
 - (2) 液体燃料を使用する火気設備等は、前号（ア及びウを除く。）によるほか、次によること。
 - ア 燃料は、引火点４０度以上のものとし、燃料の消費量は最小限とすること。
 - イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じられていること。
- 10 火薬類を消費する場合は、次によること。
 - (1) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - (2) 火花の飛散する範囲は２メートル以内であること。
 - (3) 火花を発するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火花の高さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火花の高さ
８００未満	２０
８００以上 １、０００未満	３０
１、０００以上	４０

	(4) クラッカー等の軽易なものを除き、煙火は固定して消費すること。 (5) 煙火は、飛翔しないものであること。 (6) 火花の飛散する範囲内に演技者等がいらないこと。 (7) 火花の飛散する範囲から6メートル以内に観客がいらないこと。 (8) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。
危険物品 の持込み	1 演技上必要なものであること。 2 専用の消火器が設けられていること。 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 4 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。 5 避難及び通行に支障がない場所であること。 6 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 7 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。 8 煙を発生する機器に使用する発煙剤については、第1石油類又は第2石油類に該当しないものであること。 9 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危険物の規制に関する政令（昭和36年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の100分の1以下であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1以下であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 煙火（打揚煙火を除く。以下同じ。）については、種類及び量に応じ、1日の使用につき、次の個数以下とすること。 ア 原料をなす火薬又は爆薬が30グラムを超え50グラム以下の煙火 5個 イ 原料をなす火薬又は爆薬が15グラムを超え30グラム以下の煙火 35個

ウ 原料をなす火薬又は爆薬が15グラム以下の煙火 85個

エ 上記以外の場合

(ア) ア及びイに掲げる煙火がある場合、合わせて 35個

(イ) ア及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(ウ) イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(エ) ア、イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(5) 発煙筒、撮影用照明筒又は0.1グラム以下の煙火の持込みについては、最小限度の量とすること。

(6) 火薬類については、ロッカー、金庫等堅固で施錠できるものに保管すること。

(7) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合は、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。